

第4 総括

監査テーマである、「岡山市情報システムに関する事務の執行について」に関する監査結果は、指摘の総数が74個、意見の総数が67個である。

この監査結果を受け、総括として以下の通り評価する。

①情報システム調達ガイドラインや情報セキュリティポリシーなど、情報システムに関する事務執行の適正を図るために設定された内部基準について、参考されないままに事務執行されているケースが多い。②特に、その情報システムが本当に必要なのか、どのような機能を求めるべきなのかを検討する手順や、発注した情報システムが注文通り完成したのかの確認について不十分な状況が散見された。③調達方法においても、高額契約であるにもかかわらず、十分な競争をさせずに契約に至るケースが散見される他、保守については調達業者に一任する随意契約で対応するケースが相当数あった。また、④運用後の検証がなされているケースが極めて少ないことも問題である。⑤離席時のログアウトやUSBメモリ等の管理状況等、基本的なセキュリティ環境について、各課及び各職員の意識は必ずしも高いとは言えない状況も浮き彫りとなった。

上記総括的評価を前提として、監査を終えるにあたり、今後の岡山市における情報システムの管理体制について2点を提言したい。

(1) 情報システムの構築、調達、保守運用について、共通手順の遵守を徹底するとともに、よりよいガイドライン策定のために開発プロジェクトの経験共有を進めてもらいたい。

情報システムの構築プロセスにおいては、事業者との知見、情報量の差が大きく、要件定義書作成等において事業者が主体となって進めているケースも散見された。発注者である担当課が主体的となって必要な情報システムの機能を取りまとめ、最終的に確認するというところまで主体的にプロセスを進行させ、その知見の共有化を図ることが望ましい。また、こうした主体的な関与をしなければ、ガイドラインの形骸化にもつながりかねない。新たな業務に対応するための情報システムの調達や、定期的な情報システムの再構築は今後も繰り返し必要となるのであり、開発プロジェクトの後視的検証を進め、よりよい構築プロセスを定めていくことが期待される。

また、調達面においては、情報システムの規模や求める機能の

事情、あるいはパッケージやクラウド利用による設計であるなど、様々な技術上あるいは契約上の制約があり、対応可能な事業者が絞られるという実情も否めないし、設計を担当した事業者が保守においても契約上・事実上のアドバンテージを有するという事情もあると思われるが、適切な検討過程を踏みつつ、経済的かつ透明性ある調達を心がけてもらいたい。

保守運用面においては、運用中の情報システムが業務の効率化にどの程度寄与しているかの検証を積極的に実施すべきであるし、相当期間経過後に再構築、あるいは大規模改修する際の事業者の選定について公平性や透明性、経済性が保たれるようより一層の工夫を続けてもらいたい。

(2) 情報システムのセキュリティに関して、

適切な内容のセキュリティポリシーを定め、全庁ネットワークを外部インターネットから分離しているなど、C S I R Tとして高いセキュリティを保てる体制構築を目指している点は評価できる。しかしながら、組織の隅々までセキュリティ意識を徹底させられない点が惜しまれる。要求されるセキュリティ水準を満たしている業務主管課はいくつか存在するのであり、不可能な水準が強いられているものでは無い。取扱情報の重要性その他について濃淡があるとの実情もあると推察されるが、情報漏洩はセキュリティの脆弱な箇所から発生するものであり、全部署において適切なセキュリティ水準を保つよう努力されたい。また、教育委員会所管部署、特に学校等教育現場においては、全庁ネットワークへの接続を前提とする部署よりもセキュリティが低い実情がある。教育事務における現場慣行を過度に重視すること無いよう意識改革が望まれる。

以上